

‘滿洲国’警察と地域社会*

— 經濟警察の活動とその矛盾を中心に —

田中 隆一**

目次

はじめに

- 一、滿洲国における經濟警察の設置
- 二、滿洲国における戦時統制經濟と經濟警察
- 三、經濟警察による取締状況とその矛盾
- 四、「安義密貿易」と經濟警察

おわりに

はじめに

本稿の目的は‘滿洲国’（以下、‘ ’略）における經濟警察の活動との矛盾を中心に、日帝の滿洲国統治と中国東北地域社会との相互関係について実証的に解明することにある。

1937年、日中戦争を契機に滿洲国では重要産業統制法、貿易統制法、暴利取締令などの各種統制法令が公布され、戦時体制へと移

* 이 논문은 2009년 정부(교육인적자원부)의 재원으로 한국연구재단의 지원을 받아 수행된 연구임. (NRF-2009-32A-A00015)

** 동아대학교 국제학부 초빙교수

行していった。しかし、各種の経済統制は、同時に闇取引に見られる統制違反を惹き起こし、その取締りが喫緊の課題となった。通常、経済統制に関する事務は複数の関係官庁にまたがるが、その取締りを各官庁で実施することは事務上、不便であるだけでなく、取締りには司法技術が必要であるため、警察官署が担当することになった。そこで設置されたのが経済警察であり、「経済警察とは統制経済の円滑なる運営を保護助長する警察権の発動」¹⁾である。

こうした経済警察は戦時下、日本本国をはじめ日本帝国内各植民地においても設置されたが、既存の研究では必ずしも注目されてこなかった。植民地朝鮮における経済警察に関する研究としては松田利彦の研究があり、朝鮮警察における経済警察の創設過程、運用方針の変化のほか、闇経済と労働力動員の問題を強制連行との関連から追求している²⁾。韓国学界では金尚范が経済警察の組織、物価統制に関わる取締り、経済情報の蒐集などの諸側面を明らかにしている。

一方、満洲国政府樹立当初、中国東北地方には日本側警察機関として外務省警察、関東庁警察(後、関東局警察)、満洲国警察など、複数の警察機構が乱立していたが、1937年、満洲国治外法権撤廃並びに満鉄附属地行政権移管措置を通じて満洲国警察へと統一された³⁾。満洲国警察に関する研究は関係史料の制約上、ほぼ皆無に近

-
- 1) 警務総局経済保安科編『満洲國の経済警察』(1944年)。
 - 2) 松田利彦、『日本の朝鮮植民地支配と警察』第六部第二章参照(校倉書房、2009年)、金尚范『日帝末期経済警察の設置とその活動』(韓民族運動史研究会編『日帝の朝鮮侵略と民族運動』(國學資料院、1998年))。
 - 3) 外務省警察に関する研究としては、荻野富士夫『外務省警察史』(校倉書房、2005年)、李洪錫『日本駐中國東北地區領事館警察機構研究』(延辺大學出版社、2008年)がある。また憲兵警察制度については飯島満『満洲國における『軍警統合』の成立と崩壊』(『駿台史學』第108号、1999年12月)、關東憲兵隊については、小林英夫・張志强編着『檢閲された手紙が語る満洲國の實態』(小學館、2006年)参照。

い状況にあるといっても過言ではなく4)、中国学界において霍燎原・潘啓貴主編『日偽憲兵与警察』(黒龍江人民出版社、1996年)があり、経済警察についても制度面から言及しているが、史実関係の解明という点では(満洲国)治安部警務司編『満洲国警察史』(1942年)の叙述を大きく越えるものとはなっていない5)。

そこで本稿は、第一に満洲国における経済警察の機構に関する制度史的整理を行う。そのさい、『満洲日日新聞』(以下、『満日』と略記)や『盛京時報』(以下、『盛京』と略記)など、当該時期の新聞記事を補充することで、経済警察が抱えた諸種の矛盾を動的に明らかにすることを目指す。第二に満洲国における経済統制について、物価取締・農産物蒐荷取締・配給統制取締の諸側面において整理し、「経済事犯」の発生要因を探る。第三に満洲国における経済警察の活動実態とその構造的矛盾を明らかにする。第四に満洲国において最も活発に経済警察が活動したといわれる「安義国境密輸」問題について事例研究を行い、統制違反と経済警察の活動の実相を検討する。

以上の課題の検討を通じて、本稿は経済警察を事例に満洲国警察と地域社会の関係について究明しようとするものである。

4) 満洲国警察については抗日運動対策を中心に加藤豊隆『満洲国警察小史』(全3巻)がある。また検閲に関して岡田英樹「満洲国首都警察の検閲工作」(『立命館文學』第567号、2001年2月)、同「『満洲国』首都警察の文芸界偵諜活動報告」(『立命館言語文化研究』第6巻2号、1994年9月)が史料紹介も兼ねて検討している。また松田利彦は「近代日本植民地における『憲兵警察制度』に見る『統治様式の遷移』」(国際日本文化研究センター『日本研究』第35集、2007年)において植民地初期の朝鮮で導入された憲兵警察制度が關東州、満洲へと「遷移」していく様相を跡付けている。

5) 一方、塚瀬進「1940年代における満洲国統治の社会への浸透」(『アジア経済』1998年7月号)は既存の満洲国研究では満洲国が実施した政策が社会においていく過程で生じた矛盾、摩擦の検討が欠如していると批判している。本稿もこの問題提起に同意するものであるが、今後の研究課題は具体的な個別実証研究を蓄積することであると考えている。

一、満洲国における経済警察の設置

満洲国では政府樹立当初より、計画経済が実施されていたが、中日戦争開始以後、各種経済統制が実施された。その直接の契機となったのが、「暴利取締ニ関スル件」(通称、暴利取締令、1937年8月、治安部・經濟部・産業部共同部令)である。暴利取締令は米・小麦粉・燕麦・高粱などにつき「急激ナル市価ノ変動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ之ガ買占若ハ売借ヲ為シ又ハ為サントシタル者ハ六月以下ノ徒刑若ハ三百円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス」(第一条)ことを目的としていた。

1939年7月、満洲国政府決定「時局物価政策大綱」にもとづく物価取締機構強化のため、9月、警務司保安科、首都警察、奉天、ハルビン、吉林、安東、錦州、牡丹江、佳木斯の各警察庁保安科に経済保安股が新設され、総計91人の経済警察専務員が配置された⁶⁾。満洲国における経済警察設置にさいして、治安部次長通牒「経済警察強化拡充ニ関スル件」は次のように述べている。

経済警察取締ノ目的ハ現下ノ経済事象ニ対処シテ、経済秩序ノ完璧ヲ期スルニアルガ故ニ、指導並ニ防犯的措施ニ重点ヲ指向スルヲ要ス。経済警察取締ハ重大又ハ悪質ノ事犯ニ対シ主力ヲ傾注シ、厳然タル法ノ適用ヲ要スルモ、軽微ナル事犯、法令ノ不知ニ基ク事犯ニ対シテハ、徒ラニ苛酷ニ亘リ民心ノ不安動揺ヲ惹起セシメザルコトヲ要ス。茲ニ所謂重大又ハ悪質ノ事犯トハ、国策ニ反シ統制ヲ紊スコトヲ熟知シ、私利ヲ得ンガ為ニスル違反ヲ言フモ、要ハ現地ノ経済状態及ビ産業ノ特殊性ヨリシテ、ソノ違反事業及ボス影響ヲ考慮シ決定スベキモノデアル⁷⁾

6) 治安部警務司『満洲帝國警察概要』(1942年)。

7) 治安部警務司『満洲國警察史』(1942年、復刻版 1976年)。

ここに見られるように、経済警察は世論動向の急激な悪化を避けるべく、「防犯第一主義」を採用し、厳罰主義を採用しないことを掲げていたことがわかる⁸⁾。すなわち「経済警察の担当股を保安科に置いたのは非常な意味があることなどでありまして、経済警察といふものの運用はこれを司法的の見方のみをしない、詰り市民を先づ指導する、市民をよく教へてやる。さうして経済的の諸法令をよく遵奉せしむると云ふ様に仕向け度いと云ふこと⁹⁾」であった。

ところで、すでに日本本国では1938年6月に、植民地朝鮮では38年11月に、台湾では38年7月に経済警察が設置されていたことを勘案すれば、満洲国において39年9月に経済警察が設置されたことは時期が遅いとの感が拭えない。このように満洲国において経済警察が遅く設置された原因は、後述するような満洲国警察の素質に起因するものとともに、日中戦争勃発以後の満洲国における物価上昇率の推移と関係があるものと考えられる。

一般に戦時体制下、日本帝国内での物価・インフレ率は日本本国よりも植民地朝鮮が、植民地朝鮮よりも満洲国が、満洲国よりも中国華北地域が高いことがこれまでも指摘されてきた¹⁰⁾。確かに(表1)「内外卸売物価指数表」を見れば、そうした指摘が妥当であることを示している。

8) 前掲松田『日本の朝鮮植民地支配と警察』664頁。東京商工会議所『経済警察に関する懇談記録』(1938年11月)、沼佐隆次『経済警察はどう運用されるか』政治知識社、1938年。

9) 満洲国警察協會発行『経済警察講習録第一輯 満洲統制経済講話』(1940年)252頁(大分大学経済学部教育研究支援室所蔵)。

10) 羽鳥敬彦「戦時下(1937-45年)朝鮮における通貨とインフレーション」(飯沼二郎・姜在彦編『植民地期朝鮮の社会と抵抗』未来社、1982年)、平井廣一「旧植民地のインフレーション」(長岡新吉・西川博史編『日本経済と東アジア』ミネルヴァ書房、1995年)。

〈表 1〉 内外卸売物価指数表(1933年基準)

	満洲国 (新京)	関東州 (大連)	日本 (東京)	朝鮮 (京城)	華北 (天津)
1938年	149.6	151.4	140	139.3	167.2
1939年	181.3	192.2	154.6	163.3	248.6
1940年	224.2	247.7	173.4	180	439.6
1941年	247.3	250.7	184	186.6	495.9

しかしながら、安東商工公会『安東物価の実態と推移』（1942年）という史料によれば、満洲国では日中戦争後数ヶ月間は戦争による一般物資の需給関係の不均衡が表面化せず、満洲国の物価は、日本本国よりもむしろ安定的に推移していたことを指摘している。すなわち、1937年後半期には「日本物価は日本銀行の卸売物価指数についてみると一・六%の騰貴を示しているに比して満洲物価は中銀(満洲中央銀行-田中)の卸売物価指数についてみると僅かに〇・六%の微騰に止まって」¹¹⁾いたのである。しかし、1938年前半に入り、日本物価の騰貴を反映し、対日輸入商品をはじめ満洲物価も急騰し、「この期間における騰貴率は実に三五・三%といふ高率を示し、日本物価

11) 安東商工公會『安東物価の實態と推移』（1942年、大分大學經濟學部教育研究支援室所藏）こうした満洲物価の安定理由について同史料は「一、満洲物価の騰落を左右しうる日本物価が前年後半期頃より所謂世界的の高物価の影響を受けて事変前既に相当騰貴を示していたこと、二、満洲國が所謂植民地の色彩を有し、物価運動が日本より半年乃至一年遅れて現はれること、三、その当時満洲國に於ける見越輸入商品のストックは相当豊富であつたこと、四、日滿を通じて軍事費の支出が比較的尠なかつたこと、五、事変勃發の頃より海外物価が低落の兆を見せたこと、六、農産品の世界的低落期に際會し、満洲國の輸出農産物が相当低落したこと、七、日本に於いては建築材料にかなりの騰貴をみせたが、満洲に於ては恰も土建仕入期を過ぎていたため却つて低落をさへみせたこと、八、砂糖、煙草等の輸入品に對し戻税(消費税免除)が設定されていたため、この種の商品は日本よりかなりの低位にあつたこと」と指摘している。

の騰貴率五・三%に比し、実に六・七倍¹²⁾となった。とはいえ、同年後半時期に実施された各種の統制法により物価は次第に低落傾向を示すようになっていた。しかし1939年に入り、満洲国の物価は急速にかつ本格的に昂騰したため、満洲国政府ではついに経済警察の設置に踏み切ったものと思われる。

さらに同39年下半期、主要糧穀統制法、重要特産物専管法、家畜調整法、小麦及製粉業統制法、小麦粉専売法など各種統制法令が制定されたことにもない、経済警察の第二次拡充が実施されることになり、新たに日系定員150名を増員することを決定する一方、① 興安各省・黒河省を除く各省警務庁保安科・保安事務担当科に経済保安股を設置、② 奉天警察庁、ハルビン警察庁に経済保安科を新設、③ 撫順、鞍山、営口、吉林、牡丹江、チチハル、錦州、佳木斯の各警察庁にも、経済保安股が設置された¹³⁾。しかし、その実施には円滑を欠き、「日系定員百五十名ヲ都市以外ノ主要県旗ニ迄分散配置ヲ為スニ於テハ著シク能率ノ低下ヲ来シ都鄙共ニ取締ノ徹底ヲ欠ク虞アルヲ以テ已ムナク都市ノミニ之ヲ集中配置」した実情にあり、しかも「地方ニ於テハ欠員ヲ欠員ノ多キコト及討伐ニ多数ノ要員ヲ

12) 同右『安東物価の実態と推移』16頁。

13) 『経済統制・取締機構、政府強化を決定』(『盛京』39/9/13)によれば「一、地方経済統制機構強化拡充、現在北辺振興計畫実施中の北滿七省設置の整備委員会、在滿各省並びに新京特別市に増設し、統制調整し、統制物資以外の一般物資の地方的企画を図る……二、経済取締強化、現在の警察並びに検察機能を拡充強化し、警察官の増員、素質の向上を図り、新たに規定を公布し経済統制法令違反者に対してその所有物を没収し、強制出資させるなどの強制處分権を与える」ことなどが決定されている。しかし同時に『満日』では社説「経済警察の拡大について」で「経済の分野における警察官の干渉と取締りを一層強化擴大することについては相当の用意が伴はなければならない……民衆を説得しこれが指導啓發を行ふことも経済警察官の一つの任務である」(40/4/14)として、警察権の強化に一定の警鐘をならしている。

派遣シ居ルコト等ノ關係ヨリ經濟取締要員ノ充實ハ相当困難ノ状況」¹⁴⁾にあったのである。そのため『満日』には「抜け道あり『經濟警察』」(40/3/28、1940年3月28日付の意、以下同様)との見出しで、次のような記事が掲載されている。

經濟警察の現状は至つて小規模で且つ貧弱である。首都警察庁經濟保安股ですら日系僅かに股長を入れて四名、最も大切な満系が僅かに二名、合せて六名、しかもかく管下警察署に常駐すべき經濟保安専任者でさへ一名づつも満足に配置させていない、これで国都四十万市民の經濟を取締れと言ふのでは、經濟警察官たるものがいい迷惑である。現在經濟保安股の取り扱ふ經濟上の犯罪は相当数に上つているが、その殆どが(九十%)説諭で終つている¹⁵⁾

そこで、同40年10月には「政府は國家の經濟統制を強化すべく、一般行政と警察行政の緊密化のため」各都市警察行政機構改革を断行した。すなわち、従来、首都警察の警察行政権が國務總理大臣の管轄にあったものを、直接、市長の責任とすることにしたほか、奉天、ハルビンの警察局が省長の指揮監督下に置かれていたものを市長の監督指揮下に置くことに決定した¹⁶⁾。そのため41年1月、奉天でも市域拡張にともなう区制改定とあわせ、市行政と警察

14) 前掲『滿洲帝國警察概要』159頁。また1939年11月ハルビン市で開催された全滿都市問題研究會では遼陽市が「經濟警察の機能強化」を提唱し、「價格ノ統制並ニ經濟事犯ノ取締ニ就テハ經濟警察ノ機能ヲ強化スル必要アルコト勿論ナルモ、少數ノ警察官ノミヲ以テハ到底万全ヲ期シ難キニ依リ、之ガ運営上充分ナル成果ヲ期シ得ルニハ官民關係者ヲ組織スル委員會ノ如キモノヲ設置シ、取締ノ具体的方法ヲ考究スルト共ニ円滑ナル物資配給ヲ行ハシムルコト」と述べている(『第三回全滿都市問題研究會會報』1939年11月)。

15) そこで奉天省警務廳では經濟警察部門に指導、防犯、檢舉などの各班を作り係官の事務的法的訓練指導を行うほか、警務廳内に關係各機關の専門担当者のための經濟取締委員會を設置している(『満日』40/3/24)。

16) 『修正現市警制度』(『盛京』40/10/11)。

行政の統合が図られたが¹⁷⁾、それと同時に、経済警察も都市重点主義から農村を含めた全面的取締りへと拡充されることになった。『満日』には「全満経済警察大拡充断行、年内一千百名を増員、経済統制運営に完璧、関係機構逐次高度化」(41/3/14)との報道がなされたが、警務司及首都警察庁に経済保安科が設置されるとともに、錦州、安東、撫順、鞍山、営口、吉林、牡丹江、チチハル、佳木斯の各市警務庁の経済保安股を経済保安科に昇格させる一方、市警務科、重要県旗警務科に経済保安股が新設された。人員も日系263名、満系248名、合計511名の新規増定員が決定された。さらに同年7月、「価格等臨時措置法」の施行にともない、9月、経済警察専務員の臨時増員が行われ、主要都市、鉄道沿線主要県旗に重点配置された。さらに翌42年2月には奉天、濱江両省警務庁の経済保安股を経済保安科に昇格させ、通化、公主嶺両市警務科に経済保安股が設置された¹⁸⁾。試みに1940年末時点での各省別経済警察関係人員配置を見れば(表2)のようである。

<表 2> 1940年度経済警察関係人員配置

		警正	警佐	警尉	警尉補	警長	合計
吉林	日	—	2	1	5	1	9
	満	—	—	2	3	—	5
龍江	日	—	2	2	4	—	8
	満	—	—	2	—	—	2
北安	日	—	—	4	3	—	7
	満	—	—	—	1	1	2

17) 『市警統合の實を擧げるため市政体制整備』(『盛京』40/12/8)によると「現在統制経済強化、民生安定、國民組織確立などの重要諸問題の高度運営を図るべく、行政下部機構の整備擴充は必須」としている。

18) 前掲『満洲國の経済警察』13—14頁。

黒河	日	—	—	—	—	—	—
	滿	—	—	2	2	—	4
三江	日	—	2	3	5	1	11
	滿	—	—	1	3	3	7
東安	日	—	2	1	1	—	4
	滿	—	—	—	—	1	1
牡丹江	日	—	1	3	2	—	6
	滿	—	—	1	3	1	5
間島	日	—	1	—	5	2	8
	滿	—	—	—	—	1	1
通化	日	—	—	6	9	6	21
	滿	—	—	7	28	26	61
安東	日	—	2	6	6	1	15
	滿	—	—	2	7	—	9
奉天	日	1	4	23	40	1	69
	滿	—	3	24	30	11	68
錦州	日	—	2	7	9	1	19
	滿	—	—	19	30	17	66
熱河	日	—	—	3	4	—	7
	滿	—	—	1	1	—	2
興安西	日	—	—	—	5	2	7
	滿	—	—	1	10	5	16
興安南	日	—	1	1	1	—	3
	滿	—	—	—	3	1	4
興安東	日	—	—	—	—	—	—
	滿	—	—	—	1	—	1
興安北	日	—	1	3	2	—	6
	滿	—	1	1	1	1	4
濱江	日	1	3	4	12	—	20
	滿	—	1	2	7	3	13
首都	日	1	1	11	8	1	22
	滿	—	1	2	9	1	13
計	日	3	24	78	121	16	242
	滿	—	6	67	139	72	284
合計		3	30	145	260	88	526

(治安部警務司警務科總務股 『警察統計年報』 1941年発行)

二、 満洲国における戦時統制と経済警察

1. 満洲国における戦時統制と経済警察

満洲国における経済警察の活動は ① 経済事犯の取締・検挙、② 経済情報の蒐集活用、経済界の実態把握、世論の動向査察、③ 指導防犯の三つに大別される¹⁹⁾。ここでは生活必需品物資の物価・配給取締、および農産物蒐荷取締について、まず統制政策を概観したのち、経済警察の主活動である経済事犯の取締・検挙について検討することを通じて「経済事犯」の発生要因を探ることにしたい²⁰⁾。

1) 物価統制

日中戦争以前、満洲国は日常生活必需品の約80%を日本に依存していた関係上、戦争の勃発により、その需給見通しが悪化すると、買占め、売り惜しみ、闇取引が惹起されることになった。まず、生必品の物価統制に関しては、施行法規に依りて三段階に区分しうる。第一段階は「暴利取締令」時期(1937年 8月)であり、同令は生必品および建築資材など重要物資につき暴利を得る目的で買占

19) このうち指導防犯としては、1943年9月1日より10日間、満洲国全域で『刑事経済防犯旬間』が実施され、経済統制の指導強化、業者の不正取り締り、消費者への啓蒙活動が実施されている。社説「経済防犯旬間」では「全国で展開される経済防犯旬間は経済警察が中心となり義勇奉公隊経協会の総動員協力の下取り締り檢舉網を大擴張し、こうした民生に有害な悪行姦商を掃除する」としている(『盛京』43/9/1・2)。

20) 満洲国における戦時経済と物資統制に関するサーベイとして山本有造『「満洲国」の研究』(名古屋大学出版会、2003年)を参照。

め・売り惜しみ、暴利販売することを禁じた。同令の特色は価格それ自体を取締の対象とするのではなく、価格の中に含まれる利潤の額が著しく不当と認められる場合に限り、価格昂騰を抑制するものであった。しかし、なにが「暴利」であるかを判断することは実際には極めて困難であることなどから、法令制定当初よりその効果には限界が露呈していた。第二段階は「物価及物資統制法」（1940年6月）による「公定価格制度」時期である。同法は一定の額をもって公定価格と定め、これを超過した場合に取り締るものである。また専売品、米穀、糧穀、特産物については、それぞれ専売法、米穀管理法、糧穀管理法、特産物専管法によって同様の公定価格制度が採用された。第三期は「価格等臨時措置法」（1941年7月）以降であり、いわゆる「七・二五価格」を制定することにより、一部の例外を除き、全商品にわたる価格の国家統制が実施されることになった。しかし「遺憾乍ら公定価格設定の進捗状況は極めて芳しからず、其の間に於て公定価格の決定を見たるものは全商品中何割かに過ぎなかった」²¹⁾のが実情であった。

経済警察による物価取締については、①七・二五停止価格、協定価格、公定価格を表示しているか、その金額を超えて取引していないか、②運送賃、保管料、家屋・店舗等の賃貸料金、加工賃につき、七・二五停止価格を遵守しているか、③支払、引渡し、契約条件を買主の不利益に変更していないか、④新規取扱品、新規開業者は販売を開始日、又は新規開業日より10日以内に販売価格を申告しているか、⑤品質低下、規格・重量・商標を変更していないか、⑥購買者の希望しない物品をセット販売していないか、⑦支払者の不利益とな

21) 前掲『満洲國の經濟警察』24頁。

る不当な条件で物品を販売していないか、不当な報酬を得て物品販売の媒介行為をしていないか、不当な利益を得て物品を販売し、又は不当な利益を得る目的で物品を買占め、売惜みしていないか、⑧労働者は雇傭主に対し不当な賃金の支払を要求していないか、⑨最高価格を超えて奢侈品などを販売していないか、⑩従業員、傭人に対し雇傭主が不当な対価、又は不当な条件により物品を配給し、架空運賃、経費を請求していないか、などが取締対象となった²²⁾。

2) 配給統制

生必需品に対する配給統制は前述した「時局物価政策大綱」（1938年5月）より本格的に始まる。本「大綱」は「生活必需品の配給機構に関し之が整備合理化を図ること」を掲げたが、それを受けて満洲国政府は同年9月「生活必需品価格並配給統制要綱」を決定し、生必需品全般にわたる配給機構の合理化、適正価格の樹立、需給の調節に関する基本方針を提示した。翌1940年3月には「主要生活必需品輸入統制実施要領」が決定され、必需品会社と輸入連盟に主要生必需品の輸入・配給の統制を担当させる方策が採用された。同年7月には「主要生活必需品価格並配給統制要綱」が決定され、奉天、安東、ハルビン、吉林、新京に卸連盟が、満洲国内各地に小売連盟が結成され、これらを輸入連盟、必需品会社の下部機構とした。その結果、満洲国における配給機構は、①専売総局による統制、②特殊会社による統制、③輸入連盟による統制、④商品別統制組合による統制の4種類となった²³⁾。

22) 清野喜代治『満洲経済警察讀本』（五星書房、1942年）

23) 石黒直男『満洲國生活必需品の配給統制』（満洲図書出版株式會社、1941年）①専賣總局による統制には塩、マッチ、小麦粉、石油、②特殊會社による統制には

さらに1943年6月には「通帳切符配給統制規則」が公布され、新京をはじめ主要地点において、米穀、小麦粉、高粱、包米、粟、塩、砂糖、味の素、乳製品、食糧油、地下足袋、ゴム靴、綿製品、石炭、マッチ、石油に関する切符制度が導入された。本切符制度は取締の対象が業者のみならず、一般消費者にまで拡大することを意味した。

次に配給統制取締に関しては、第一に通帳・切符の不正行使の取締であり、① 受給人員数の不実申告者の有無、転居、死亡等による無主通帳を利用する者、② 受給人員及配給数量を訂正超過配給又は二重配給を受ける者、③ 通帳を譲渡、譲受、貸与等により二重配給を受ける者、④ 切符を売買する者、⑤ 通帳・切符を偽造行使する者、⑥ 通帳・切符によらず配給を受ける者、⑦ 情実・縁故により、又は権力を用ひて規制数量外の配給を受ける者に対する取り締りである。第二に不正配給の取締であり、① 配給店は情実、または縁故関係により配給規制外の数量を配給していないか、② 配給店は配給規制品を通帳または切符によって配給せず、闇取引をしていないか、③ 配給店は配給規制品を自家用消費として不正消費していないか、④ 配給組合、配給機関は配給規制品を配給店に対して割当配給に当り、情実により、または縁故により不正割当をしていないか、⑤ 配給組合、配給機関が監督官庁に虚偽報告し、計画的に余剰物資を闇取引をしていないかである。第三に配給事務執行の監督であり、① 統制機関職員・街村公所職員の配給事務執行の職務怠慢はないか、② 右

満洲農産會社(米穀、糧穀、特産物、飼料、油料農産物)、満洲生活必需品會社(デンプン、昆布、砂糖、茶、生鮮食料品など)、日滿商事株式會社(石炭、非鐵金屬など)、満洲纖維連合會(纖維)など、③ 輸入連盟による統制には満洲生活必需品輸入連盟(石鹼、缶詰、海産物など)、④ 商品別統制組合による統制には満洲護謨工業連合會(生ゴムなど)等があった。

職員が一部業者より賄賂を受け取っていないか、③右職員が配給通帳、切符を不正発行、不正使用していないか、④官庁並統制機関・街村公所が闇取引を為していないか、などである²⁴⁾。

3) 農産物蒐荷統制

満洲国における統制農産物には、①大豆を中心とする特産物、②高粱、タマネギ、粟、小麦、大麦、燕麦、小豆などの糧穀、③米穀があった²⁵⁾。このうち①大豆に関しては「重要特産物専管法」(1939年9月、40年「特産専管法」に改定)が制定され、その実施機関として満洲特産専管公社が設立された。満洲特産専管公社は大豆の買入れ価格の統制を行い、主に日本本国に低価格で大豆を供給することを目的とした。また②糧穀に関しては「主要糧穀管理法」(1939年2月、40年「糧穀管理法」に改定)が制定され、綿花など、その他の特用農産物に関しては特別統制法令により統制するか、あるいは物価及物資統制法により蒐荷配給部門においてのみ統制する場合するかしていた。③米穀に関しては「米穀管理法」(1938年11月)が制定され、その実施機関として満洲糧穀会社が設立された。満洲糧穀会社は米穀の生産・需給を調整し、価格の統制を実施すべく「米穀の生産者その他より独占的に米穀を買入れ」ることを主要な業務とした。

これら特産物、糧穀、米穀の統制は主として交易場において実施され、農家の生産した農産物は自家用を除き、全て農産物交易場において土着民族資本である糧棧が購入し、この糧棧より三井・三菱な

24) 前掲『満洲経済警察讀本』53-57頁。

25) 農産物蒐荷統制については風間秀人『満洲民族資本の研究』(緑蔭書房、1993年)参照。

ど日本人特産商である特約収買人が収買することになっていた。そして1941年には糧穀会社、専管公社、そして小麦の専売機関である満洲穀粉管理会社を合併した満洲農産公社が設立されると、さらに特約収買人より農産公社に蒐荷され、農産公社では輸出品、特需品に関しては直接配給し、一般民需に関しては配給組合に配給し、配給組合員より各直接消費者に配給された。

そして、農産物蒐荷取締に関しては、闇取引ルートの警戒・取り締りと加工業者・大口需要者の取り締りに大別される。具体的な違法行為としては①生産者・小作料取得者が村落外住民・加工業者に法定農産物を売却する、②生産者・小作料取得者より法定農産物を加工業者・大口需要者が購入する、③公定価格を超えて法定農産物を取引する、④法定農産物を所定数量外に鉄道・船舶で搬出する、⑤磨坊より小麦粉を買い入れ、自動車で搬出する、⑥糧棧・興農合作社が油坊業者・大口消費者、加工業者・販売業者に売却する、⑦油坊業者が秘かに大豆から搾油する、⑧大豆・小豆・緑豆を粉碎し、粉条子を製造販売する、⑨包米、高粱、小麦を粉碎して飲食店に販売する、⑩小麦粉を無許可で販売する、⑪大豆粕を運搬業者が馬糧として取引する、などがあった²⁶⁾

そして、上記のような「経済事犯」の発生理由について経済警察では「全国的に国民の戦時意識が不充分なること/業者間に於ては今猶ほ自由主義、個人主義、營利主義観念が強いこと/経済事犯に対する国民全般の敵愾心が稀薄なること/自由主義経済から全体主義経済に移行する過渡期にあるが為統制に一貫性を欠き不徹底なること/民度低き複合国家に而も急速なる統制を実施したが為、統制が複雑且

26) 前掲『満洲経済警察讀本』47-51頁。

つ権力的となり経済実体から遊離したこと/統制運営機関の不慣、統制方式の不備等により国民を迷はしめる点あること/物資不足に基づく転失業者の増加すること/浮遊購買力の増加による物価昂騰と民心の不安/人口の都市集中と主要民食の配給不円滑/北支高物価が国内商人の投機心を煽っていること」²⁷⁾と分析していた。

経済事犯の傾向としては「経済事犯の大部分が農産物関係の違反と生活必需品物資の配給及価格違反である/経済事犯が配給から漸次生産面及び消費面に拡大しつつあることである。而して配給面の違反は、価格違反から品質計画違反に移行しつつあり、生産面に於ては生必物資の製造を業とする小口曖昧業者の増加と粗悪品の出現が目立ち、消費面の違反としては通帳切符の不正が依然多いのである/生必物資の輸送事故(抜荷)の多いことである。これが原因としては、資材難に因る荷造包装の不完全、輸送の輻輳、運送従業員の不注意等/統制法令の不知半解」²⁸⁾などが指摘されている。

しかしある奉天省当局者が「(業者は……田中)当局に対し(経済統制違反を)全然通報連絡をしないのみか違反者に対しても親切に指導し注意を与へる事をせず拱手して傍観して居るのみ」であり、「同胞も国家も無いと云つた風の非国民的行為に依る」(『満日』 43/9/1)と指摘していたように、満洲国に対する国家意識の希薄さが経済事犯発生の根本的理由であったと思われる。

27) 前掲『満洲国の経済警察』135-136頁。

28) 前掲『満洲国の経済警察』136-139頁。

三、經濟警察による取締状況とその矛盾

実際に經濟警察による取締状況を見ると、1940年時点では総件数2万5154件、総人員3万680人中、暴利取締関係違反が最多であり、1万2287件、1万4155人となっている一方、取締内容は「説諭」が最も多く「日系」3182件、3449人、「満系」1万6190件、1万9589人となっている。また1942年時点では総件数8万6758件、総人員10万670人中、糧穀管理法違反(1万7558件、2万377人)、物価及物資統制法違反(1万4809件、1万5706人)、不当利益取締規則違反(1万127件、1万1757人)が多く、取締内容が「説諭」(「日系」5188件、5678人、「満系」5万579件、5万6008人)と最多であるのは同様であるが、罰金、追徴金も増加している²⁹⁾。

こうした点は『満日』でも、經濟警察による取締が困難な理由として「現在の政府組織においては統制政策決定機関は經濟部産業部などであり、法令違反に対する罰則決定は総務庁法制処である関係上不可分一体であるべき政策遂行と罰則とが常に遊離する傾向があり、特に新經濟政策は新しき見地のもとに打樹てられているに反して罰則は依然として日本内地の旧法律形態より一步も出ていないといふ根本的な開きを生じている」「現在の經濟政策の国家体制に与へる影響より見て罰則は軽い傾向があるためその摘発は相当な時日を要する」「法令違反に対する罰則摘発について中央側においては第一線における運用について明確な指示を与へることが現在不可能である」との理由から「単に漠然たる經濟警察官吏の増員だけでは決して

29) 治安部警務司警務科總務股 『警察統計年報』(康德8年、康德10年發行分、ハルビン市立図書館所蔵)。

所期の目的を達成することが出来ない情勢にあり、中央側における経済警察に対する明確なる方針が要望されている」と批判的見解を提示している³⁰⁾。

さらに経済警察における取締上の問題点は経済警察それ自体に内在していた。前掲『満洲国警察史』は次のように述べている。

経済警察官はその担当する事項の性質上、関係業者と接触する機会極めて多く、諸種の誘惑に陥り易い地位に置かれ、従つて常に身を持すること廉潔、志操堅固でなければならぬ。若し警察官にして其の業務の執行に当り、権力を誘示して業者を威圧するとか、又は経済警察官の名に藉つて非違を敢てするが如きことがあつては、唯に警察の威信を失墜するのみならず、民衆の信頼を失ひ、延いては国家の行ふ経済統制に対し商民をして危惧の念を抱かしめ、民心に不安を招来する³¹⁾

すなわち経済警察官自身が関係業者との接触のなかで贈収賄を犯し、統制経済を破壊していたのである。このことは、同じく第一線行政で民衆と接していた満洲国協和会がしばしば指摘していた。たとえば、

30) 『約二百名を増員し経済警察陣強化』（『満日』40/4/6）また社説『経済警察に期待する』（40/2/10）において「大衆生活の絶対必需品たる石炭について、その入手難と欠乏のために、一般市民ははまだ嘗て経験したることなき極端なる苦痛と困難の渦中に突き落されている。さうして関係当事者の幾多の説明が行はれ隨所に座談會が開かれ協議會が行はれつつあるにも拘らず、大衆生活上の石炭欠乏の原因事情について眞に大衆をして納得せしむる能はず、且つその事によつて負担せしめられつつある苦痛と困難に往々不公平がありはせぬか、偏在の事實はないか、との疑惑の解きがたきものがあるかに見えるのを如何ともすることは出来ない……かうした社會事情に處して経済警察はよろしくその本領を發揮して、石炭の生産に關する事情を調査して需給の實情を明瞭ならしむると共に、商人側のこれが販賣配給の状態を最も峻嚴に調査し監視して、取締違反は勿論不公平と不合理をなからしめ、さらに需要家たる一般民衆側についても不当買溜の事實事情とを調査する必要がある」と述べている。

31) 前掲『満洲國警察史』623頁。

斯かる夥しき余剩購買力が、物資の相対的不足と配給機構未整備の間隙を流れて、必然的に闇取引、闇相場を促す状況下に在つて、之等の悪傾向が、経済警察の強化に依つて防止し得られるとは考へられないのである。経済警察の強化が物価対策に於て果し得る役割と云ふものは、日本に於てすら極めて消極的なものであるが、我が満洲国に於ける現実の警察行政の実情から考へる時に、経済警察の末端に惹き起される現象は闇取引、闇価格を防止するかわりに寧ろ之を助長する傾向をさへ持つ³²⁾。

とあるように、経済警察自身が闇取引を行っている実情であつた。具体的には、「闇取引」の手段として都市の消費者が直接農村へ進出する為、百姓が仲介機関の手数料又は経済警察に対する危険を負担する必要もなく、畑に拱手して消費者の来るを待つと云ふ傾向が強い。都市と農村との接触については勿論、経済警察の監視はあるが、満系警察官の迎合性のために取締が案外取締とならぬ悪弊が随所に発見される³³⁾との指摘がなされている。同様に、警察による配給物資の横領も指摘されていた。

南満の或る地区に於て(尤も会運動の処女地)は、最近まで農民の二割強が日支事変を知らず欧州戦乱は殆ど全部知らなかつたと、従つて彼等は物資欠乏の根本原因を知るよしもない。彼等は悉く、政府の暴圧政策に因るものと曲解して居つたらしい。その上生活必需品を取扱ふ商工会が県警務科の一部の者に占拠され、その配給品は殆んど農民の手に亘らず、これらの者に壟断され居つたと云ふ事実である³⁴⁾

また配給機構に警察が関与することの構造的問題については、次

-
- 32) 堀昇「価格統制と配給機構に於ける若干の問題提起」(『協和運動』第1巻4号、1939年12月)。
33) 満洲中央銀行調査部『満洲の生活必需物資配給事情と闇価問題』(康徳11年7月、ハルビン市立図書館所蔵)。
34) 佐倉啄二「戦時統制経済と國民生活」(『協和運動』第3巻12号、1941年12月)。

のような指摘がある。

綿糸布の配給は、共同販売の形式を取り、商工公会より県下各村公所に割当て、各村公所をして農民に配給せしめて居たのであるが、商工公会に於ての割当てが、農民の実際需要量を基礎としたものでなく、且つ又、商工公会が経済的宣徳達情機関としての機能を發揮し得ざる現状にあり、若しくは斯かる方法が、専ら取締機関を中心にして協議されたるものなるが故に(?)当然甘受すべき困難を回避して極めて当為的になされたるものなること、其の他、村公所を配給機関として利用するについての特別な考慮を怠りたること等は、実施当初より早くも種々の欠陥を暴露するに至つた。即ち、イ、権力乃至金力を有する者、或はこれと特別関係を有する者は、充分に購入し得ても、ロ、無力なる農民は一尺の綿糸、一寸の綿布すら購入し得ず、ハ、然も此の間にあつて、権力を有する一部悪質分子は、其の特殊地位を利用して買占めをやり、これを県外に持ち出して暴利を以て転売する等、為に、県割当数量の三分の一は県外に流出してしまふ有様で、第一回より早くも混乱状態に陥り、相当民心の悪化を來たしたのである³⁵⁾。

そこで協和会では全国連合協議会の場で警察官の待遇改善と質向上について建議していた。たとえば、早く1936年度の全国連合協議会では安東省連合協議会・荘河県商務分会より「満系警察官待遇改善に関する件」が提出・提案された。そこでは「満洲各県の警察官給与は頗る薄く即ち警士十元内外、署長四十元内外なりと聞く。衣食応酬費を除けば其の残る所なし。警士の品行上及事件発生に関する行為の上にも各村民の遺憾となす点頗る多きも、其の原因の一は斯か

35) 金基鎮「岫巖縣に於ける綿糸布配給統制」(『協和運動』第2巻5号、1940年5月) 商工公會とは1937年「商工公會法」にもとづき、従前の商務總會、在滿日本商工會議所を母体に結成された組織で、商工業に関する連絡調整、調停または仲裁、通報、指導、仲介または斡旋証明または鑑定、調査、營造物の設置または管理を主たる事業とした。商工公會は1943年3月改革され、政府の経済統制への協力機関として位置づけられることになった(『満日』43/3/20)。

る給与額の不足より生活上遂に此処に至るものなり。一般民衆の保護指導の立場にある警察官にして斯る状態にありては将来一般民衆に及ぼす悪影響亦少しとせず」³⁶⁾として警察給与の改正増額が要求されている。続いて1938年の全国連合協議会でも警察の職務執行につき改善意見が多数出されたことから「警民一体化」のため警察と協和会の懇談会が毎月開催されることになった³⁷⁾。

1939年の全国連合協議会では錦州省・熱河省・黒河省連合協議会が「警察官の給与改善並に教養訓練に関する件」を提出した。そこでは「現在の下級警察官の給与は当局に於て相当考慮を払いつつある所なりと信ずるも、実情は一般雑役夫にも及ばず。斯かる薄給を以てしては有家族者は勿論、独身者に於ても生計不可能なりといふを得べく、殊に近時の物価騰貴の為に益々不如意」³⁸⁾となると指摘している。これに対して政府側の回答は「近時の物価騰貴は前述の改善より甚だしく実生活に於ける困難は待遇改善より甚だしき状態となり改善の要愈々切なるものある」³⁹⁾というもので、警察官の給与増額が物価騰貴に追いつけないことを告白している。結局、政府側の対

36) 満洲帝國協和會、『康德三年度全國連合協議會記録』(1937年) 139-140頁。

37) 『警民一体化、王道警察の實績を擧げるべく民意暢達必須』(『盛京』38/12/8) 1939年1月には「警察と協和會の協力、民意暢達に努力、毎月25日警察協和懇談日と治安部決定」(『盛京』39/1/13)との報道されている。そのほか、社説「經濟警察に望む」(『盛京』39/11/1)には「吾人經濟警察設立当初、極大な期待を抱いていた。思うに物価は平定され、生活も安定するのではと。以來、一部の物価は低落はした。しかし大多數は闇中で暴騰し、暴利主義者の手に壟斷されている。最近、經濟警察が各倉庫の存貨の検査を実施したところ、省内の雜貨はこのため底をついてしまい、各糧商の倉庫の存米の検査を実施したところ、市内で購買される米はなくなってしまった」とある。

38) 満洲帝國協和會『康德六年度全國連合協議會議決事項處理經過報告』1940年 212頁。

39) 満洲帝國協和會『康德六年度全國連合協議會提出議案之關係機關說明書』(1940年)131頁。

応は警察官の待遇改善ではなく、「徹底的訓練による素質向上」⁴⁰⁾に求めざるをえず、警察官根本精神確立のためとして「警察綱領」七箇条を制定している⁴¹⁾。また奉天省では経済警察官吏の素質強化と向上のため警務庁で協商会議が開催されている(『盛京』39/12/16)。

さらに1941年5月には「待遇改善、綱紀肅正、警察新体制確立、多年懸案最近着手解決」(『盛京』41/5/24)との措置もとられたようであるが、1942年全国連合協議会でも首都・間島省連合協議会より「下級官公吏及公務員ノ待遇改善に関スル件」が提出され、「警察官及教職員待遇改善ハ必須ノ急務」⁴²⁾が引き続き要求されている。

四、「安義密貿易」と経済警察

1) 日中戦争以前

満洲国内で経済警察が最も活発に活動したのは安東であり、特に鴨緑江を跨いだ朝鮮・新義州との間での「安義密貿易」であった。前掲『満洲国警察史』は「奉天省は全満第一の都市として多数の重要都

40) 『警官の指導、教養を再検討』(『満日』40/7/7)は「現在最も要望されている経済事犯の防止と検挙の徹底を期し司法刑事に現在の経済事情並びにこれが統制法の運営更に違反検挙についても訓練を行ひ経済警察の強力なる一翼として活動さす」と述べている。

41) 『警察綱領』の内容は「警察官ハ王道具現ノ先驅タルベシ/警察官ハ民族協和ノ中核タルベシ/警察官ハ義勇ヲ尙ビ正義ヲ擁護スベシ/警察官ハ紀律ヲ重シ融和團結スベシ/警察官ハ誠實ヲ旨トシ責任ヲ果スベシ/警察官ハ廉潔ヲ尙ヒ公平無私タルベシ/警察官ハ修養ニ努メ人格ヲ陶冶スベシ」(『盛京』39/12/12)。

42) 満洲帝國協和會『康徳九年度全國連合協議会第二次整理案』(1943年)1943年6月には奉天省で経済警察官會議が開催され取り締まりの徹底化が論議されている(『盛京』43/6/11)。

市を抱擁してをり、濱江省・首都等も相当の成績を挙げているが、安東・錦州は国境省として康徳七年春以来密輸対策に重点を指向し、他省に比し一段と優り、殊に安東省は実質上全滿第一の活動を為している」⁴³⁾と記述している。

安東は日露戦争後、特に京義線・安奉線の開通を契機に、急速に都市化が進展し、1906年には安東日本領事館が設置、07年には満鉄の成立とともに、安東も満鉄附属地が設置された。これとともに日本人の移住も進み、1908年には安東商業会議所が設立され、新市街地が建設された⁴⁴⁾。朝鮮人の移住は1911年の鴨緑江鉄橋の完成を経て、第一次世界大戦時期の1916年以降、急増した。1932年には約9000人、34年には約1万2000人の朝鮮人が居住していたといわれる。そこで日帝は1913年には朝鮮人親睦会を、20年には安東朝鮮人会を組織して朝鮮人に対する統制を本格的に開始した。しかし新義州に居住しつつ、安東に日々往来する朝鮮人も多く、その統制は容易でなく、阿片の密貿易に関与する者も少なくなかった⁴⁵⁾。

前掲『満洲国の経済警察』によれば、安東・新義州間の密輸を①満洲事変以前、密輸黙認時代、②満洲国政府樹立後の海関接收以後、1934年までの大規模な「結党的密輸」時代、③1935、36年の通貨密輸時代、④1937-39年の密輸漸減時代、⑤1940年以降、「経済統制の攪乱」時代に時期区分している。

第一期は張学良政権時期、関税高率の綿糸布、人絹、その他織物類を中心とした密輸が盛んな時期であり、第二期は満洲事変後の混

43) 前掲『満洲國警察史』625頁。

44) 南満洲鐵道株式會社『滿鐵附屬地經營沿革全史』下卷(1939年)705-714頁。

45) 金周溶「日帝強占期韓人の滿洲移住と都市地域の構造変化」(柳智元他著『近代滿洲都市歴史地理研究』東北亞歴史財団、2007年)。

乱のなか、安東における附属地行政権の実施、中華民国関税法の不備などにより密輸が活発化し、「安義間約五千名(鮮人)の密輸業者を算し、之等密輸業者が計画的且つ集团的に白昼堂々三十隻乃至四十隻の船を以つて、新義州より各種商品を満載し次の如き船列(新義州→殿部隊→商品部隊→戦闘部隊→安東)にて所謂一種のギャング式集団密輸を敢行し」、「安東には貿易株式会社の名に於て密輸引受を業とする会社(鮮人経営)ありて、安東在住日系貿易業者の商品を受託の上、専ら新義州よりの密輸に従事した」⁴⁶⁾のである。史料には次のようにある。

朝鮮国境及関東州境ニ於ケル外国塩ノ密輸犯人中ニ日本人(朝鮮人)ノ多キハ過去ノ事実ニ徴シ明カナル処ナルモ、之ニ対シテハ単ニ没収処分ヲ行フノミニテ、罰金ヲ科スルコト能ハサル為、取締上ノ実効極メテ少キ現状ニシテ、就中、安東地方及関東州境ニ於ケル当国ノ取締不能ナルニ乗シ、附属地ヲ根拠地トシテ、之カ密輸ニ従事シツツアルモノ相当多数ニ上ルハ頗ル遺憾トスル所ナリ⁴⁷⁾

第三期は銀の密輸が盛んに行われた時期であり、これは満洲国幣への統一にさいして各地の地方通貨が安東を経て新義州へと密輸された時期である。1943年、新義州商工会議所で開催された「国境貿易を語る座談会」では藤田国太郎(新義州税関監視課警務係主任)が当時の銀密輸を回顧して次のように発言している。

昭和九年より同十一年の初め頃までは大洋銀、小洋銀の密輸が盛んで何百万円の巨額に上つたのでありますが、小口密輸となると婦女子が多かつ

46) 前掲『満洲國の經濟警察』99頁。

47) 『満洲國租税制度概要』(B-4-12)(一橋大學經濟研究所所蔵「美濃部洋次満洲關係文書」所收)。

たのです。其の方法としては、誠に申しにくい話ですが、ゴムサツクを以て女は局部に隠匿し、男は肛門などに挿し込んで盛んに行つたものです。だから之を捜することは非常に困難が伴つたのであります。何しろ相手が女でせう。うっかり手出しが出来ない。仕方がないから繩の上を跨がせたり、ピョンピョンはね上らしたりしたもんです。当時商工会議所が建つ前はこころ一帯は草原で方々に溝があつた。この溝などで小便でもする振りをして引き抜くのですが、ゴムサツクには糸が附けてあるから引き抜くの具合がよい、ここで引き抜いたものを今度は両替所で通貨と交換するのですが、考へて見れば生臭いものの交換だつたですね。一回の挿入量は三十枚から二十枚が普通で、酷いになると五十枚も入れている⁴⁸⁾。

第四期には密輸取締が強化され、集团的密輸が沈静化した時期である。その背景には、1936年8月には鴨緑江(朝鮮側)において朝鮮人密輸団が越境取締を行った満洲側税関職員に追い詰められ朝鮮人19人が溺死するなど、密輸取締をめぐる満洲国側と朝鮮総督府との間で問題が浮上したため、同年10月には次のような「安義国境密輸防止対策要領」が決定され、密輸取締が強化された。

安義国境ニ於ケル密輸ノ徹底的取締ヲ断行シ、以テ関税収入ノ確保ト国内市場ノ保護トヲ図リ、併セテ商民ノ不測ノ損失ヲ防止センカ為、関係各取締機関ノ積極的共助並諒解ノ下ニ左ノ手段ヲ講セントス……(満洲国)国内各関係警察及塩務緝私局ハ税関ト共同シテ密輸取締ニ当ルコト……安東附属地警察及領事館警察ヨリ密輸取締ニ付積極的共助を受クルコト……取締機関ノ連絡ヲ緊密ニスル為、定時又ハ必要ノ都度連絡会議ヲ開催スル等ノ必要ナル措置ヲ講スルコト……税関及各取締並援助機関相互間ニ於テ密輸ニ関スル状況通報ヲ交換スルコト⁴⁹⁾

48) 朝鮮貿易協會『朝鮮貿易史』(1943年) 343頁。

49) 『安義国境密輸防止対策打合せノ決議ニ關スル件』(日本外務省記録E・3・6・0・3 - 2 『外國ニ於ケル密輸入關係雜件、滿洲國ノ部』)。

2) 日中戦争以後

日中戦争以前まで相対的に安定していたといわれる安東の物価は戦争勃発を契機に急騰した。特に1939-40年にかけては、小売物価で54.6%という騰貴率を示した。すなわち、(表3)によれば、日中戦争以後、安東の物価は急激な上昇を示し、1939年以後は統制の強化にともない沈静化しているが、小売物価に関しては統制の不備により主食品・調味料を除いては相当の乱脈を示していることがわかる。安東の物価は満洲国内各都市と比較して遥かに高く、1941年1月時点での重要商品30品目の卸売物価指数に関して比較した指数によると、全満平均177(1937年度上半期平均基準)に対して、新京182、奉天186.1、ハルビン173.1、安東188.5となっていたといふ⁵⁰⁾。

<表 3> 安東における小売・卸売物価指数(1936年11月基準)

	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年 01月	1942年 02月	1942年 03月	1942年 04月	1942年 05月	1942年 06月	1942年 07月
小売物価	117.2	145.5	224.9	238.6	260.5	260.9	262.8	253.2	251.8	255	261
卸売物価 (日商)	115.1	139.8	171.1	181.7	199.1	196.5	202.3	204.9	202.4	205.4	204.7
卸売物価 (満商)	115.6	151.3	206.6	228.7	219.4	224.3	223.1	221	216.7	216.7	217.6

そして満洲国政府経済部の調査による1941年9月時点での卸売物価の類別指数(騰貴率)を主要都市別に比較したところ、安東の物価、特に副食品・食料品が極めて高率を示し、それは直ちに俸給生活

50) 前掲『安東物価の實態と推移』36頁。

者の生計に打撃となっていたことがわかる(表4 参照)⁵¹⁾。

<表4> 満洲各都市における卸売物価指数(1941年9月現在、1937年基準)

	全満	新京	奉天	ハルビン	安東	対新京 (+-)
穀物	147.7	158.5	148.2	150.2	158.7	0.2
食料品	295.1	272.5	296.2	291.6	331.5	58.7
調味嗜好品	246.5	197.8	209.5	186	201.1	3.3
衣料見回品	223.2	180.9	189.8	192.4	163.3	-17.6
金属建材	175.9	177.7	177.3	173.6	166.8	-10.9
燈火燃料	212	209.3	228	190	222	10.7
雑品	216.6	213.6	220.1	208.8	226.4	12.8
総平均	211.3	196.4	202	192.8	204.1	9.7

また前掲『安東物価の実態と推移』によると、朝鮮・新義州との物価を比較してみれば、卸売物価では安東は新義州に比べ2割5分ほど高く、生活費では安東は5割8分高かったとされている⁵²⁾。こうした地理的な特殊性に起因した安東の社会経済的状況が日中戦争後の密輸を活性化させたのであり、満洲国の経済警察が最も活発に活動した地域となったのである。

前述した「国境貿易を語る座談会」では「支那事変後の満洲国では輸入高が少なかったこと、物価が高くなった関係から朝鮮側から何を持ち出しても三倍、五倍儲かるといふので、手当り次第に持つて行かれたのであります。靴下の如きは直接足に穿いて居る関係上摘発が困難で、昭和十六年頃は一日平均百打の靴下が流れ出たので

51) 同右 37-38頁。

52) 前掲『安東物価の実態と推移』56-68頁

あります」⁵³⁾(田川誠房新義州税関監視課長)との発言がなされている。

そのため前掲『満洲国の経済警察』は「(康德)九年に入りては鮮人カード階級や一部常習的婦女子に依つて完全に職業化され、市内の或地点には毎日密輸の市場が立つ様にさへなり売手が鮮人で買手は満人、品物はシャツ、靴下、申又等の簡単な見廻衣料雑貨であつて、彼等密輸常習者は殆んどが商品を自らの体に纏つて巧みに取締官憲の網を潜つて安東に來ると、其処には既に買手の満人等が蝟集して待ち受けて居り、其処で彼等は裸となりシャツを脱ぎ、申又を脱ぎ、其の一枚一枚の商品が法外の値で取引されるのである。其処には満人向の移動露店が並び、恰も統制裏街道とも云ふべき様相を呈した」⁵⁴⁾とある。

そして同39年、満洲国内各地の地方検察庁会議で開催された司法警察官吏訓練会議では、経済警察に関して次のように指示が出されている。

安東地方検察庁 日支事変以來軍需並ニ生活必需品中ノ重要物資ニ対スル配給、販売、製造加工等ノ統制急激ニ強化セラレ之等統制ニ関スル幾多ノ法規命令ノ施行ヲ見タルトコロ之等法規命令ノ施行ニ伴ヒ法令違反者ノ数モ漸次増加ノ過程ヲ辿ル現状ニ在リ。此ノ種犯罪ハ経済関係ノ複雑性ニ影響セラレ各地ニ関連セルコト多キヲ以テ之カ検挙ハ万全ヲ期セサルヘカラス(後略)⁵⁵⁾

53) 前掲『朝鮮貿易史』340頁。

54) 前掲『満洲國の経済警察』102頁。ここで「鮮人カード階級」とは社會事業の救濟對象者となつていた朝鮮人貧困層を指す。

55) 司法部刑事司『康德六年度 司法警察官吏訓練會議指示、注意、諮問、協議、質疑、希望事項』。

こうした経済統制の網を潜った密輸の盛行は安義国境地帯のほか、華北国境地帯でも同様に行われており、満洲国警察では「南部国境地区ヲ管轄スル奉天、安東、錦州、熱河ノ各省及海上警察隊ヲ中心トシ全滿ヲ一体トセル密輸取締計画ヲ樹立ノ上極力之レカ取締ノ強化ニ努メタル結果同年度(1940年……田中)ニ於テ検挙セルモノ総計一、四二八名に達シ、更ニ事犯ノ摘発ニ依リ押収セル諸物件ハ之ヲ最少限ニ評価スルモ総計二千九百九十六万四千八百五十円十二銭ニ及フ成績ヲ挙揚セリ」⁵⁶⁾という状況であったのである。

おわりに

以上の議論を要約すれば次のようである。

第一に、日中戦争勃発後、満洲国における戦時統制経済樹立過程で経済警察が発足し、当初は主要都市を中心に設置された。41年以降、満洲国の主要都市においては市行政と警察行政の一体化が実施され、市長に警察行政を指揮・監督する権限が付与される一方、農村部を含めた満洲全域に経済警察が配置されるようになった。

第二に、満洲国における物価統制、配給統制、農産物蒐荷統制の各局面において「経済事犯」が発生し、経済警察の取り締まり活動が実施された。しかし経済警察官自身が違法行為に加担している場合が少なくなく、同じく第一線行政で民衆と直接に接触していた協和会からは警察官の待遇改善要求などの対案が提示されていたが、満洲国政府では物価急騰に対して実体的な待遇改善が追いつかず、結

56) 前掲『満洲帝國警察概要』(康德九年版)114頁。

局、警察官の素養改善などの精神主義的解決にもとめるほかなかった。

第三に、満洲地域で最も「経済事犯」が多発した地域は安東・新義州の国境間密輸であり、朝鮮人が多く関与していた。「安義密貿易」の取締りにあたっては朝鮮総督府と満洲国警察の間で共同で対策を構築するなどしたが、大規模な形態から日常生活型のものまで多様な方法で展開された朝鮮人の密輸に対して、当局は十分な対策を講じることができたとはいえない。また一方、安東の都市社会の非主流に位置づけられざるをえなかった朝鮮人の生存権防衛の側面が強かったことを看取しうる。

以上のように、満洲国の戦時統制経済は政府当局者による「机上の空論」的な経済政策のみならず、警察官を含めた官民を挙げての満洲国に対する「国家意識」の欠如によって自壊していったのである。

Key Words : 満洲国, 経済警察, 戦時統制経済, 経済事犯, 密貿易

(논문투고: 2010.9.12/ 논문심사완료: 2010.11.17/ 논문게재 확정일: 2010.11.19)

참고문헌

1. 사료

『盛京』

『滿日』

『協和運動』

『美濃部洋次滿洲關係文書』

『日本外務省記錄』

司法部刑事司, 『康德六年度 司法警察官吏訓練會議指示、注意, 諮問, 協議, 質疑, 希望事項』

治安部警務司警務科總務股, 『警察統計年報』

滿洲帝國協和會, 『康德三年度全國連合協議會記錄』, 1937.

東京商工會議所, 『經濟警察に關する懇談記錄』, 1938.

沼佐隆次, 『經濟警察はどう運用されるか』, 政治知識社, 1938.

南滿洲鐵道株式會社, 『滿鐵附屬地經營沿革全史』下卷, 1939.

『第三回全滿都市問題研究會會報』, 1939.

滿洲帝國協和會, 『康德六年度全國連合協議會議決事項處理經過報告』, 1940.

滿洲帝國協和會, 『康德六年度全國連合協議會提出議案之關係機關說明書』, 1940.

滿洲國警察協會發行, 『經濟警察講習錄第一輯 滿洲統制經濟講話』, 1940.

石黑直男, 『滿洲國生活必需品の配給統制』, 滿洲圖書出版株式會社, 1941.

治安部警務司, 『滿洲帝國警察概要』, 1942.

安東商工會, 『安東物價の實態と推移』, 1942.

清野喜代治, 『滿洲經濟警察讀本』, 五星書房, 1942.

治安部警務司 編, 『滿洲國警察史』, 1942.

朝鮮貿易協會, 『朝鮮貿易史』, 1943.

滿洲中央銀行調査部, 『滿洲の生活必需物資配給事情と闇佃問題』, 1944.

警務總局經濟保安科 編, 『滿洲國の經濟警察』, 1944.

2. 단행본

韓國民族運動史研究會 編, 『日帝の朝鮮侵略と民族運動』, 國學資料院, 1998.

松田利彦, 『日本の朝鮮植民地支配と警察』, 校倉書房, 2009.

3. 논문

羽鳥敬彦, 「戰時下(1937-45年)朝鮮における通貨とインフレーション」,
『植民地期朝鮮の社會と抵抗』, 未來社, 1982.

平井廣一, 「旧植民地のインフレーション」, 『日本經濟と東アジア』, ミ
ネルヴァ書房, 1995.

金尙范, 「日帝末期經濟警察の設置とその活動」, 『日帝の朝鮮侵略と民
族運動』, 國學資料院, 1998.

金周溶, 「日帝強占期韓人の滿洲移住と都市地域の構造変化」, 『近代滿
洲都市歷史地理研究』, 東北亞歷史財団, 2007.

「만주국」 경찰과 지역사회

- 경제경찰의 활동과 그 모순을 중심으로 -

다나카 류이치

본 논문의 목적은 경제경찰의 활동과 그 모순을 중심으로 일제의 만주국 통치가 지역사회에 미친 영향을 검토하는 것이다. 내용을 요약하면 다음과 같다.

(1) 중일전쟁 이후 만주국에서의 전시 통제경제 수립 과정에서 경제경찰이 우선 주요도시를 중심으로 설치되었다. 1941년 이후 만주국의 주요도시에서는 시행정과 경찰행정의 일체화가 실시되어, 시장이 경찰행정을 지휘 감독하게 되었다. 그와 동시에 농촌부를 포함한 만주지역에서 경제경찰이 배치되었다.

(2) 만주국에서의 물가통제, 배급통제, 농산물 집하통제에서 <경제사범>이 발생하고 경제경찰의 단속활동이 시작되었다. 그러나 경제경찰관 자신이 불법행위에 가담하고 있는 경우가 적지 않았다. 그 때문에 만주국협화회에서는 항상 경찰관의 처우 개선을 요구했지만 만주국정부에서는 물가 급등이나, 예산부족으로 구체적인 처우개선을 할 여유가 없어 경찰관의 소양개선 등의 정신주의적인 해결에 머무르고 있었다.

(3) 만주국에서 경제경찰이 제일 활발하게 활동한 지역은 안동이며, 그 주된 대상은 안동과 신의주 간의 밀무역이었다. 이 밀무역의 주된 담당자는 한인이었고, 다양한 수법으로 전개된 한인들의 밀무역

은 일제에게는 항상 골치 아픈 과제였다.

(4) 이상과 같이 만주국의 전시 통제경제가 유명무실화된 원인은 경찰관을 포함한 국민 모두가 만주국에 대한 <애국심>이 없었기 때문이었다.

주제어 : 만주국, 경제경찰, 전시 통제경제, 경제사범, 밀무역